



ペリフェリ ⑪



戦後処理と外国人叙勲

日本赤十字社 常任理事 渡邊 芳樹

旧厚生省入省3年目に戦後処理を扱う援護局で戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正を担当した。国家補償の対象とされる軍属の範囲の拡張が課題。満州開拓青年義勇隊（昭和14年閣議決定）は既に対象だった。しかしその前身である満州青年移民（昭和12年）は実態が同一にも拘わらず対象外とされていた。これを前者に含めて対象とする法律改正に挑戦した。

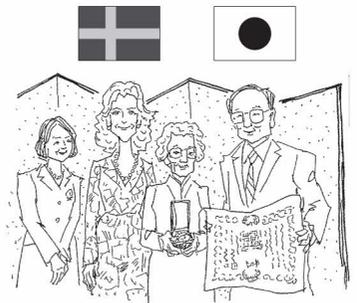
省内には「14年に12年を含めるのか」と異論もあったが国立公文書館で戦前の複雑な公文書の関係を分析し内閣法制局を説得した。今も心に残る仕事である。

一方、東京大空襲等の一般戦災者の国家補償問題があった。政府として国家補償はその論拠となる国の使用者責任に基づき軍人・軍属・準軍属のみを対象としており、民間人である一般戦災者は対象外としていた。1987年最高裁も国民の等しく受忍すべきところであって補償は憲法の全く予想しないところ

と判決した。

今も一般戦災者や原爆被爆者の遺族を含む本格的な国家補償を求める根強い声がある。米国の国際人道法違反を惹起した日本の戦争責任からの国家補償を立論する以外に解決方策はなかったのか。しかし政治の時は過ぎて行く。

他方、近年注目されたのは東京大空襲等や原爆投下決定を指揮した米軍カーティス・ルメイ司令官が1964年に勲一等旭日大綬章を授与されたことである。理由は航空自衛隊育成への貢献。日本の戦後史における戦後処理や外国人叙勲とは何かをあらためて考えさせる。



そういう私は2010年秋、スウェーデン大使を拝命し外国人叙勲関係事務を行う立場になった。11年秋に私が推薦し旭日小授章が授与されたのはバルブロ・ベック・フリース医師。スウェーデン中部モータラに認知症グループホームを創設し日本における多くの認知症グループホーム開設に導いたことを理由とした。12年1月に伝達式と記念レセプションをシルビア王妃臨席の下に大使公邸で行った。

実は王妃の母上の認知症ケアを相談されたのがベック・フリースさん。私は1985年の増岡博之厚生大臣のスウェーデン来訪時に現地書記官としてベック・フリースさんに会っていった。その後、来日された際、著書の裏表紙に「もう一度スウェーデンに戻ってきなさい。」とのサインも頂いていた。

伝達式当日、ベック・フリースさんに促され王妃にその本をお見せする光栄に浴した。嬉しく有意義な外国人叙勲であった。